

屋外広告業の登録について

(1) 申請の方法

登録（更新）の申請は、徳島県県土整備部都市計画課 まちづくり・事前復興担当まで、屋外広告業登録申請書と必要な書類（下記の提出書類一覧表に掲げる書類）を提出してください。提出は、来庁又は郵送により受け付けますが、郵送の際は、事務担当者の氏名、住所、電話番号等を明記し、連絡がとれるようにしておいてください。

●提出書類一覧表

提出書類名（様式番号）		申請者			備考
		法人	個人	未成年 (注1)	
・屋外広告業登録申請書（様式第6号）		○	○	○	
・誓約書（様式第6号の2） ※申請者が代表して誓約する。		○	○	○	
・略歴書（様式第6号の3）	申請者	○(注2)	○	○	
	法定代理人	/	/	○	
	役員（全員必要）	○	/	/	
・住民票の抄本又はこれに代わる書面	申請者	○(注2)	○	○	
	法定代理人	/	/	○	
	役員（全員必要）	○	/	/	
	業務主任者	○	○	○	
・登記事項証明書 （履歴事項の全部事項証明書又は登記簿謄本）		○	/	/	
・業務主任者が、条例第29条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面 ※屋外広告物講習会修了者証の写し等		○	○	○	

注1：屋外広告業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者の場合に限ります。

注2：役員全員の中の申請者分ということです。

注：個人は、個人名で登録することになりますが、商号等がある場合は併記してください。
住民票の抄本等及び登記事項証明書は、原本を添付してください。

(2) 登録手数料の納入

申請時には、10,000円分の徳島県の収入証紙を購入のうえ、申請書の所定の場所にちょう付してください。（ただし、消印はしないでください。）

●申請書等の提出先

770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 県庁7F 南側
徳島県県土整備部都市計画課 まちづくり・事前復興担当
電話番号 088-621-2566